



令和4年 (2022年) 9月14日(水)

No. 15737 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆対抗主張(「訂正の再抗弁」)の実践的な
考え方(上).....(1)

対抗主張(「訂正の再抗弁」)の実践的な 考え方(上)

～東京地判平29・4・21(平成26年(ワ)第34678号、
「ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造事件」)を題材として～

弁護士法人内田・鯨島法律事務所
弁護士・弁理士 高見 憲

1 はじめに^{1,2}

近年、特許権侵害訴訟(以下、単に「侵害訴訟」という。)において、被疑侵害者(被告)の無効主張に対して、特許権者(原告)が、訂正により無効理由が解消されるとの「対抗主張」(「訂正の対抗主張」、
「訂正の再抗弁」とも呼ばれる³)。をすることが多く

なっている。特許に無効理由があったとしても、以下の対抗主張の要件①～③⁴が満たされると、特許権侵害が認められる。

①特許権者が適法な訂正請求又は訂正審判請求を行ったこと(以下「要件①」という。)(i)特許権者が訂正請求又は訂正審判請求を行ったことと、



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治
シニアカウンセラー 小野 由己男^{*}
弁理士

弁理士 夫 世進
弁理士 金田 祥子
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎
中国弁理士 鄭 徳虎
カスタマー・サービスマネージャー

弁理士 合路 裕介^{*}
弁理士 香山 良樹
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子
韓弁理士 朴 沼泳
日本弁理士
弁理士 石川 貴之
弁理士 金 亨泰
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝^{*}
弁理士 岡崎 信治
弁理士 吉田 新吾
(日本弁理士ABC順)

^{*}米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)